

昭和四十五年労働省令第二十三号

家内労働法施行規則

項、第十一項第一項及び第二項、第十二条第一項、第十七条、第十八条、第二十六条から第二十九条まで、第三十条第一項、第三十二条第三項並びに同法附則第二条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、家内労働法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 委託（第一条・第二条）
- 第二章 工賃及び最低工賃（第三条—第九条）
- 第三章 安全及び衛生（第十条—第二十二条）
- 第四章 雑則（第二十三条—第三十条）

附則

第一章 委託

（家内労働手帳）

第一条 委託者は、委託をするにあたつては、家内労働者に対し、委託に係る物品を提供するときまでに家内労働手帳を交付しなければならない。

第二条 家内労働法（以下「法」という。）第三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 委託をするつど、その年月日、納入させる物品の数量及び納品の時期
二 製造又は加工等に係る物品を受領するつどその年月日
三 工賃を支払うつどその年月日

第三条 委託者は、委託をするにあたつては、家内労働手帳に次の事項を記入しなければならない。

一 家内労働者の氏名、性別及び生年月日並びに当該家内労働者に補助者がある場合にはその氏名、性別及び生年月日

二 委託者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに委託者が当該家内労働者に係る委託について代理人を置く場合にはその氏名及び住所

三 工賃の支払場所、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合にはその定め及び通貨以外のもので工賃を支払う場合にはその方法

四 物品の受渡し場所

五 不良品の取扱いに関する定めをする場合にはその定め

六 委託者は、前項各号の事項に変更があつた場合には、そのつど、変更があつた事項を家内労働手帳に記入しなければならない。

七 委託者は、委託に関し、家内労働者に機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させようとする場合には、そのつど、その品名、数量及び引渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法に関する事項を家内労働手帳に記入しなければならない。

八 家内労働者は、委託者が家内労働手帳に記入した事項を確認しなければならない。

（就業時間の適正化に関する勧告）
第二条 法第四条第二項の規定による勧告は、都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。
都道府県労働局長は、前項の規定により都道府県労働局の掲示場に掲示したときは、その勧告の内容を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

第二章 工賃及び最低工賃
（工賃の支払）
第三条 工賃の支払は、委託者が家内労働者の同意を得た場合には、次の方によることができる。

一 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行がその行う

為替取引に關し負担する債務に係る権利を表章する証書の交付

二 銀行その他の金融機関に対する預金又は貯金への振込み

（審議会の意見の要旨の公示）

第四条 法第九条第一項の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。
都道府県労働局長は、前項の規定により都道府県労働局の掲示場に掲示したときは、その公示の内容を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

（審議会の意見に関する異議の申出）

第五条 法第九条第二項の異議の申出は、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出することによって行なわなければならない。

第六条 厚生労働大臣に対する異議の申出は、関係都道府県労働局長を経由してすることができる。（関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取）

第七条 第一項の規定による公示は、労働政策審議会にあつては官報に掲載することにより、地方労働審議会にあつては都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

第八条 第一項の申出書には、申出をする者が同項第一号の範囲の家内労働者又は委託者を代表する者であることを明らかにできる書類を添えなければならない。

第九条 第一項の申出書は、当該事案が二以上の都道府県労働局の管轄区域内に係るものである場合には厚生労働大臣に、当該事案が一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係るものである場合には当該都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する申出書は、関係都道府県労働局長を経由して提出することができる。

（最低工賃に関する決定の公示）

第八条 法第十二条第一項の規定による公示は、官報に掲載することによつて行なうものとする。
（最低工賃に関する職権）

第九条 都道府県労働局長は、当該都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案について、法第八条第一項又は法第十条の規定により地方労働審議会の調査審議を求めようとする場合において、当該事案が全国的に関連があると認めるとき、又は全国的に関連があるかどうか判断し難いときは、遅滞なく、意見を付してその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

<p>(報告等)</p> <p>第二十五条 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、法第十八条の規定により委託者又は家内労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずる場合には、次の事項を通知しなければならない。</p> <p>一 報告をさせ、又は出頭を命ずる理由</p> <p>二 出頭を命ずる場合には聽取しようとする事項</p> <p>(労働基準監督署長及び労働基準監督官)</p> <p>第二十六条 労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、この省令に規定するものほか、法の施行に関する事務をつかさどる。</p> <p>2 労働基準監督官は、上司の命を受けて、法に基づく立入検査、司法警察員の職務その他の法の施行に関する事務をつかさどる。</p> <p>(労働基準監督官の権限)</p> <p>第二十七条 労働基準監督官が、法第三十条第一項の規定に基づき収去することができる物は、次の物又はその疑いのある物とする。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令第十六条第一項各号に掲げる物</p> <p>二 有機溶剤等、鉛等及び厚生労働大臣が危害を与えるものとして指定する物</p> <p>3 法第三十条第二項の証票は、労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)様式第十八号による。</p> <p>(申告に基づく不利益な取扱いの是正命令)</p> <p>第二十八条 法第三十二条第三項の規定による命令は、次の事項を記載した是正命令書を交付することによって行なう。</p> <p>一 不利益な取扱いの事実</p> <p>二 是正すべき事項</p> <p>三 是正期限</p> <p>(公示事項の周知)</p> <p>第二十九条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は審議会は、法又はこの省令の規定により公示した事項について、適当な方法により関係者に知らせるように努めなければならない。</p> <p>(様式の任意性)</p> <p>第三十条 委託者は、第一条の家内労働手帳及び第二十四条の帳簿を、様式第一号及び様式第四号と異なる様式を用いて作成することができます。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。ただし、第十一条及び次条の規定は、昭和四十六年七月一日から施行する。</p> <p>(プレス機械等に関する経過措置)</p> <p>第二条 昭和四十六年七月一日前に製造された研削盤(機械研削を行なう研削盤の本体に限る。)及び動力により駆動されるプレス機械については、第十一条の規定は、適用しない。</p> <p>(工賃の支払に関する経過措置)</p> <p>第四条 法附則第一条第一項の規定による申請は、次の事項を記載した申請書を提出することによつて行なわなければならない。</p> <p>一 申請する者が代表する委託者の範囲</p> <p>二 工賃の支払に関し希望する別段の定め</p> <p>三 申請の理由</p> <p>2 第七条第二項及び第三項の規定は、前項の申請書の提出について準用する。</p> <p>部について、手形による決済を慣習としている委託者とする。</p> <p>第六条 第九条の規定は、都道府県労働局長に法附則第二条第一項の規定による申請があつた場合について準用する。</p>

<p>附 則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第四八号)</p> <p>この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和五三年八月七日労働省令第三二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和五四年四月二五日労働省令第一一八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、昭和五十四年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成八年三月二八日労働省令第一一三号)</p> <p>この省令は、平成八年四月一日から施行する。</p> <p>改正後の家内労働法施行規則第二十三条第二項の規定による委託状況届及び改正後の家内労働法施行規則第二十三条第三項の規定による家内労働死傷病届は、当分の間、なお従前の様式によることができる。</p> <p>附 則 (平成九年九月二五日労働省令第三一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成九年十月一日)から施行する。</p> <p>2 1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。</p> <p>2 改正後の家内労働法施行規則第二十三条第二項の規定による委託状況届及び改正後の家内労働法施行規則第二十三条第三項の規定による家内労働死傷病届は、当分の間、なお従前の様式によることができる。</p> <p>附 則 (平成一二年一月三一日労働省令第二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一二年一月三一日労働省令第二号) 抄</p> <p>(処分、申請等に関する経過措置)</p> <p>第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>第二条 地方分権の推進を図るために関係法律の整備等に関する法律(以下「地方分権推進整備法」という。)の施行前に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定(これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく政令の規定を含む。以下同じ。)により都道府県労働基準局若しくは都道府県知事が行つた許可等の処分その他の行為(以下「処分等の行為」という。)又は地方分権推進整備法の施行の際現に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定により都道府県労働基準局若しくは都道府県知事に対してされていく許可等の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。)で、地方分権推進整備法の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を地方分権推進整備法による改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定(これららの規定を準用する他の法律又はこれに基づく労働省令の規定を含む。以下同じ。)により都道府県労働基準局若しくは都道府県労働局長が行うこととなるものは、地方分権推進整備法の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用については、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長がした処分等の行為とみなす。</p> <p>第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為又はこの省令の施行の際に改正前のそれぞれの省令の規定によりされている申請等の行為で、この省令の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。</p> <p>令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為又はこの省令の施行の際に改正前のそれぞれの省令の規定によりされている申請等の行為で、この省令の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。</p> <p>第四条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定により国又は地方公共団体の機関又は職員に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日</p>
--

前にその手続がされていないものについては、これを改正後のそれぞれの省令の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関又は職員に對して報告、届出、提出をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。
(様式に関する経過措置)

第六条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第七条 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附 則 (平成二二年一〇月三一日労働省令第四一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年九月二七日厚生労働省令第一九二号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二五日厚生労働省令第一一二号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成二四年九月二八日厚生労働省令第一三五号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二五年四月一二日厚生労働省令第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年八月二五日厚生労働省令第一〇一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」といふ。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和二年三月三一日厚生労働省令第六二号) 抄

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の日前に委託に関する契約を締結した場合における當該契約に係る家内労働法第二十七条の帳簿の保存期間については、この省令による改正後の家内労働法施行規則第二十四条第二項の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

附 則 (令和二年一月二五日厚生労働省令第二〇八号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」といふ。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和五年三月二七日厚生労働省令第二九号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和五年十月一日から施行する。

附 則 (令和六年六月二八日厚生労働省令第一〇一号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

別表第一

機械、器具 又は原材料 その他の 物品	事項
研削と石	<p>機械</p> <p>一 刃部を除く機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合であつて、作業者が危害を受けるおそれのあるときは、機械の運転を停止すること。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合であつて危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでないこと。</p> <p>二 機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行う場合には、機械の運転を停止すること。ただし、機械の構造上作業者が危害を受けるおそれのない場合は、この限りでないこと。</p> <p>三 機械の運転を停止した場合には、他人が当該機械を運転することを防止するため、当該機械の起動装置に錠を掛けること。</p> <p>四 分間以上試運転をする前には一分間以上、研削と石を取り替えた場合には三分間以上試運転すること。</p> <p>五 最高使用周速度を超えて使用しないこと。</p> <p>六 三側面を使用することを目的とする研削と石以外の研削と石の側面を使用しないこと。</p> <p>七 その日の作業を開始する前には一分間以上、研削と石を取り替えた場合には三分間以上試運転すること。</p> <p>八 二最高使用周速度を超えて使用しないこと。</p> <p>九 三側面を使用することを目的とする研削と石以外の研削と石の側面を使用しないこと。</p> <p>一〇 一安全装置を常に有効な状態に保持すること。</p> <p>一一 二 クラッチ、ブレーキその他制御のために必要な部分の機能を常に有効な状態に保持すること。</p> <p>一二 三 一年を超えない一定の期間ごとに、次の事項について点検を行うこと。</p> <p>一三 イ クラッチ及びブレーキの異常の有無</p> <p>一四 ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクチングロッド及びコネクティングスクリュの異常の有無</p> <p>一五 ハ ノンリピート装置及び急停止装置の異常の有無</p> <p>一六 ニ 電磁弁、減圧弁及び圧力計の異常の有無</p> <p>一七 ホ 配線及び開閉器の異常の有無</p> <p>一八 四 その日の作業を開始する前に次の事項について点検を行うこと。</p> <p>一九 イ クラッチ及びブレーキの機能</p> <p>二〇 ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクチングロッド及びコネクティングスクリュのボルトの緩みの有無</p> <p>二一 ハ ノンリピート装置及び急停止装置の機能</p> <p>二二 ピ プレス機械を用いて作業を行う場合には、作業点の照度を百ルクス以上に保持すること。</p>

		手袋をしないこと。
機械	危険物	ボール盤、フライス盤等手袋を巻き込むことにより作業者に危害を与えるおそれのあるもの
鉛等 物品	有機溶剤等	手袋をしないこと。
一 鉛等の人体に及ぼす作用	一 危険物を取り扱う設備の蓋板、フランジ、バルブ、コツク等の接合部における危険物の漏えいの有無を点検し、及び異常を認めた場合には、補修すること。	
二 屋内作業場で喫煙し、又は飲食しないこと。	二 危険物のある場所を整理し、及び当該場所にみだりに可燃性の物品を置かないこと。	
三 毎日一回以上、屋内作業場を真空掃除機を用いて、又は水洗によつて掃除すること。	三 危険物のある場所に消火設備を置くこと。	
四 作業終了後硝酸水溶液その他の手洗い用溶液及び爪ブラシを用いて手を洗い、並びにうがいをすること。	四 危険物が爆発し、又は危険物によつて火災が生ずるおそれのある場所において、火気又は点火源となるおそれのある設備を使用しないこと。	
五 粉状の鉛等がこぼれた場合には、速やかに、真空掃除機を用いて、又は水洗によつて掃除すること。	五 有機溶剤の人体に及ぼす作用	
六 原因となる	一 有機溶剤の人体に及ぼす作用	
土石、岩 石、鉱物、 金属又は炭 素の粉じん を発散する 原因となる	一 有機溶剤等が皮膚に触れないようにすること。 二 有機溶剤による中毒が発生した場合の応急処置については、次に定めるところによること。 三 中毒にかかった者を直ちに通風の良い場所に移し、速やかに医師に連絡すること。 四 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保溫を図ること。 五 中毒にかかった者が意識を失つていてる場合には、消防機関への通報を行うこと。 六 中毒にかかった者の呼吸が止まつた場合や正常でない場合には、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。 七 中毒にかかった者が意識を失つていてる場合には、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。 八 中毒にかかった者が意識を失つていてる場合には、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。	
一 鉛等の人体に及ぼす作用	一 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの人体に及ぼす作用	
二 屋内作業場で喫煙し、又は飲食しないこと。	二 風上で作業を行うこと。	
三 毎日一回以上、屋内作業場を真空掃除機を用いて、又は水洗によつて掃除すること。	三 注水により作業の湿式化ができる場合には、湿式化を行うこと。	
四 原因となる	四 定期に作業場を掃除すること。	
五 粉じんが飛散する場合には、ビニールカーテン等適当な間仕切りをすること。	五 粉じんが飛散する場合には、ビニールカーテン等適当な間仕切りをすること。	
六 必要な健康診断を受けること。	六 必要な健康診断を受けること。	

別表第一

六 必要な健康診断を受けること。

種別	発火性の物品	酸化性の物品	引火性の物品	可燃性のガス	備考
名称	赤りん、セルロイド類、炭化カルシウム（カーバイド）、りん化石灰、マグネシウム粉、アルミニウム粉	塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類、過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物、硝酸カリウム、硝酸ナトリウム 硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類	エーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化ブロピレン、一硫化炭素、ノルマルヘキサン、酸化エチレン、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトン、メチルアルコール、エチルアルコール、キシレン、酢酸アミル、灯油、軽油、テレビン油、イソアミルアルコール、酢酸その他の引火点が摂氏六十五度未満の物品	水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の摂氏一五度、一気圧において気体である可燃性の物品	式」の引火点測定器により、一気圧のもとで測定した値とする。
式」の引火点測定器により、一気圧のもとで測定した値とする。					

様式第1号

家内労働手帳

(第1面)

家内労働者 性別 住 所	氏名			委託者 営業所 所在地	氏名		
	生年月日				(電話番号)		
補 助 者	氏名	性別	生年月日	代理入 住 所	氏名		
					(電話番号)		
工賃の支払方法	工賃の受渡し場所			その他の委託条件	物 品 の受渡し場所		
	工賃締切日				不良品の取扱いに関する定め		
備考							

(第2面以下)

委託年月日	委託業務の内容	納入させる物品の数量	工賃の単価	納品の時刻	工賃の支払期日	受領年月日	受領した物品の数量	受領者の印	工賃支払	備考
									支払年月日	

注意

- 1 第1面は、委託をするにあたつて記入すること。
- 2 第1面の「工賃締切日」及び「通貨以外のもので工賃を支払う場合の方法」欄には、該当する場合に記入すること。
- 3 第1面の「不良品の取扱いに関する定め」欄には、当該定めをする場合に記入すること。この場合において、製造又は加工等に係る物品について検査をするときは、検査日にに関する定めを()内に記入すること。
- 4 第2面以下は、委託をするつど「委託」欄に、製造若しくは加工等に係る物品を受領するつど「受領」欄に、又は工賃を支払うつど「工賃支払」欄に記入すること。
- 5 第2面以下の「備考」欄には、委託に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合において、そのつど、その品名、数量及び引渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。

様式第2号

委託状況届

(A列4)

事業の種類		営業所の名称				営業所の所在地					
						(電話番号)					
委託業務の内容	委託地域	家内労働者数				補助者数				代理人数	
		男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計
	都道府県										
	都道府県										
	都道府県										
	都道府県										
	都道府県										
備考											

年 月 日

委託者 氏名

労働局長殿

注意

- 1 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。
- 2 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄の()内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。

様式第3号

家 内 労 働 死 傷 病 届

(A列4)

死傷病者 (家内労働者) 補助者	氏	名	性別	年齢	住	所	委業の内	託務容
委託者	営業所	名称				事業の種類		
	所在地	(電話番号)						
死傷病	発生日時	傷病名又は死因	傷害の部位	症状及び程度		休業日数又は死亡の日時		
	年月日時							
死傷病の原因及び発生状況								

年 月 日

委託者 氏名 _____

労働局長殿

注 意

- 1 「死傷病者」欄の()内は、該当しない事項を消すこと。
- 2 「死傷病の原因及び発生状況」欄には、死傷病の原因となつた機械、器具その他の設備、原材料その他の物品の名称及び発生状況を具体的に記入すること。

様式第4号

帳						簿					
家内労働者	氏名		代理 人	氏名							
	性別	生年月日		住 所							
	作業場の所在地			代理業務の範囲							
補助者	氏名	性別	生年月日	特 别 な 委託条件							
	備考										
委託年月日	委託業務の内容	納入させらる物品の数量	工賃の単価	納品の時期	工賃の支払期日	受領年月日	受領した物品の数量	支払年月日	支払工賃総額	通貨以外の工賃支払方法とその額	備考

注 意

- 1 「作業場の所在地」欄には、家内労働者の作業場の所在地が住所と異なる場合に記入すること。
- 2 「補助者」及び「代理人」欄には、該当する場合に記入すること。
- 3 「特別な委託条件」欄には、当該家内労働者に関し、特別な委託条件を定めた場合に記入すること。
- 4 「委託」欄には委託をするつど、「受領」欄には製造又は加工等に係る物品を受領するつど、又は「工賃支払」欄には工賃を支払うつど記入すること。
- 5 「通貨以外の工賃支払方法とその額」欄には、該当する場合に記入し、「支払工賃総額」の内数とすること。